

No. 1355 (2026. 3.27)

## 第2次トランプ政権の通商政策

### —関税措置の概要と各国・地域の対応—

はじめに

#### I 第2次トランプ政権の通商政策

- 1 米国第一の通商政策
- 2 関税措置

#### II 各国・地域の対応

- 1 カナダ
- 2 中国
- 3 その他の国・地域

#### III 今後の論点

- 1 WTO 協定と国際通商秩序
- 2 米中関係
- 3 IEEPA に基づく追加関税措置の違憲判決による影響

おわりに

キーワード：トランプ政権、関税、通商政策、WTO、国際通商秩序、FTA、CPTPP

- 米国トランプ政権の主な関税措置として、1962年通商拡大法232条に基づく追加関税、国家緊急経済権限法に基づく追加関税がある。後者は、2026年2月の連邦最高裁判所の違憲判決後に停止され、代わって1974年通商法第122条に基づく追加関税が施行された。
- トランプ政権による関税措置に対し、カナダと中国は報復関税を含む対抗措置を講じた。米国との通商交渉に合意した国・地域は、米国製品に対する自国・地域の関税撤廃、対米投資、経済・国家安全保障面での協力等を米国に約束した。
- トランプ政権の関税措置や米国との通商合意におけるWTO協定の軽視は、ルールに基づく国際秩序を弱体化させる懸念がある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

経済産業課 すずき あやこ  
鈴木 絢子

第1355号

## はじめに

本稿では、米国の第2次トランプ（Donald Trump）政権発足後1年間の通商政策（主に関税政策）を整理し、各国の対抗措置や米国との交渉の結果を概観するとともに、今後の論点として、国際通商秩序、米中関係及び2026年2月の連邦最高裁判所による違憲判決の影響について述べる<sup>1</sup>。

## I 第2次トランプ政権の通商政策

### 1 米国第一の通商政策

トランプ大統領は、就任初日の2025年1月20日、通商政策の施政方針として「米国第一の通商政策」と題する大統領覚書を発表した<sup>2</sup>。覚書では、投資と生産を促進し、米国の産業と技術の優位性を強化し、経済・国家の安全を守り、米国人労働者や製造業者等に恩恵をもたらす強固で活力ある通商政策を打ち立てるとした。その上で、①不公正かつ不均衡な貿易への対処、②中国との経済・通商関係、③経済安全保障に関する追加事項の3つの観点から、関係省庁に調査や見直しを行うよう指示した。

大統領に提出された調査報告書は、同年4月に要約のみが公開された<sup>3</sup>。前述の①に関しては、米国の貿易赤字の原因を貿易相手国の不公平かつ非互恵的な貿易慣行に求め、それが米国の競争力を損ない、雇用や産業能力の喪失、防衛産業基盤及び国家安全保障の衰退をもたらしたとの認識が示された。そして、追加関税などの手段を用いた貿易赤字の削減、既存の貿易協定の見直し等が提言された。②については、第1次トランプ政権時代（2017.1～2021.1）に発効した第1段階の通商協定<sup>4</sup>を中国が遵守していないことに対する深刻な懸念が表明され、中国の遵守状況に応じた対応策を講じることや、中国の不公正貿易慣行について調査を行うこと等が提言された。③については、経済・国家安全保障のために関税や輸出管理、投資規制等を活用していく方針が示され、医薬品、半導体、重要鉱物等への1962年通商拡大法第232条（I 2(1)参照）に基づく調査や、先進技術の流出を防ぐための輸出管理の見直し等が提言された。

### 2 関税措置

第2次トランプ政権の関税措置は、大きく分けて（1）1962年通商拡大法第232条に基づく追加関税、（2）国家緊急経済権限法に基づく追加関税がある。また、（2）に代わる関税として2026年2月に導入された（3）1974年通商法第122条に基づく追加関税がある。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年3月17日である。

<sup>1</sup> 第2次トランプ政権の関税政策による日本への影響や日米関税交渉については、雨宮卓史「米国の関税政策の経済への影響—日米合意の論点、両国経済への影響—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1337号、2025.11.6。<<https://doi.org/10.11501/14525044>> を参照。

<sup>2</sup> “Memorandum of January 20, 2025. America First Trade Policy,” *Federal Register*, Vol.90 No.19, 2025.1.30, pp. 8471-8475。<<https://www.federalregister.gov/d/2025-02032>>

<sup>3</sup> “Report to the president on the America first trade policy executive summary,” 2025.4.3. White House website <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/04/report-to-the-president-on-the-america-first-trade-policy-executive-summary/>>

<sup>4</sup> 2020年2月に発効した米中両国の第1段階となる経済・貿易協定。①中国による米国製品の輸入拡大、②知的財産権の保護、③金融サービスの市場開放、④為替操作の禁止等を約束。

### (1) 1962年通商拡大法第232条に基づく追加関税

1962年通商拡大法第232条（以下「232条」）<sup>5</sup>は、政府機関や利害関係者等からの要請に基づき商務省が調査を行い、特定品目の輸入が米国の国内産業に打撃を与え、国家安全保障を損なうと認定した場合、大統領に対して当該品目の輸入制限措置を講じる権限を与える条項である<sup>6</sup>。合衆国憲法では、通商権限は連邦議会に属すると規定されている（第1条第8節第1項及び第3項）が、連邦議会は権限の一部を法令に基づき大統領に委任することができる。232条は、こうした法令の1つである。

#### (i) 鉄鋼・アルミニウム

第1次トランプ政権は2018年、232条に基づいて鉄鋼に対して25%、アルミニウム製品に対して10%の追加関税を課し、バイデン（Joe Biden）政権もこれを継続したが、広範な適用除外措置が設けられていた<sup>7</sup>。第2次トランプ政権は、2025年3月、この適用除外措置が過剰生産能力を持つ中国やその他の国に悪用される抜け穴を意図せず作り出しているとして、適用除外措置を廃止するとともに、一部の鉄鋼・アルミニウム派生品を対象に加え、10%だったアルミニウム製品への追加関税率を25%に引き上げた（布告10895号、10896号）。さらに同年6月には鉄鋼・アルミニウムの追加関税率が50%に引き上げられ（布告10947号）<sup>8</sup>、同年8月には派生品約400品目が追加された<sup>9</sup>。

#### (ii) 自動車・同部品

2025年3月には、232条に基づく自動車及び同部品に対する25%の追加関税が発表され（布告10908号）、自動車は同年4月、同部品は同年5月から適用が開始された<sup>10</sup>。さらに同年11月には、中・大型トラックやバスに25%の追加関税が課された（布告10984号）。

自動車に関しては、第1次トランプ政権時の2019年に商務省が232条に基づく調査を行った経緯がある<sup>11</sup>。当時、トランプ大統領は、日本やEUとの協定交渉を進めるよう指示した以外<sup>12</sup>、特段の措置発動の判断は下さなかった。しかし、2025年の布告10908号では、2019年以降も国家安全保障上の脅威は続いており、更に深刻化しているとして、関税措置が導入された。

#### (iii) その他

2025年8月に銅に50%（布告10962号）、同年10月に木材に10%又は25%（布告10976号）、

<sup>5</sup> Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962, 19 U.S.C. §1862.

<sup>6</sup> Kyla H. Kitamura, “Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962,” *In Focus*, IF13006 (Version 4), 2025.7.16. <[https://www.congress.gov/crs\\_external\\_products/IF/PDF/IF13006/IF13006.4.pdf](https://www.congress.gov/crs_external_products/IF/PDF/IF13006/IF13006.4.pdf)>

<sup>7</sup> 日本に対しては、バイデン政権下において、一定数量までの鉄鋼の輸入には追加関税を課さないとする関税割当が導入されていた。経済産業省『不公正貿易報告書 2025年版』2025.6, pp.103-105. <[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/fukosei\\_boeki/report\\_2025/pdf/2025\\_01\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2025/pdf/2025_01_02.pdf)>

<sup>8</sup> ただし英国は2025年5月8日に合意した米国との二国間通商合意に基づき25%のままとされた。

<sup>9</sup> 葛西泰介「米232条鉄鋼・アルミ関税、約400品目の派生品を追加、8月18日から適用開始（米国、日本）」2025.8.19. JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/08/25722441b2d2c3ad.html>>

<sup>10</sup> ただし、USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）の自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用、自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除。

<sup>11</sup> 植田大祐「米国の通商政策の動向」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1049号, 2019.3.18, p.7. <<https://doi.org/10.11501/11252969>>; U.S. Department of Commerce, “The effect of imports of automobiles and automobile parts on the national security: An investigation conducted under section 232 of the trade expansion act of 1962, as amended,” 2019.2.17. <<https://www.bis.gov/media/documents/redacted-autos-232-final-appendix-july-2021.pdf>>

<sup>12</sup> “Adjusting Imports of Automobiles and Automobile Parts Into the United States: A Presidential Document by the Executive Office of the President on 05/21/2019,” *Federal Register*, Vol.84 No.98, 2019.5.21, p.23435. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-05-21/pdf/2019-10774.pdf>>

2026年1月に一部の先端半導体（ただし、米国内で使用する目的で輸入した半導体は免除）に25%（布告11002号）の追加関税が課された。また、医薬品や重要鉱物等も232条に基づく調査の対象となった<sup>13</sup>。このうち重要鉱物に関する調査報告書では、重要鉱物の国外への過度な依存、安全で信頼できるサプライチェーンの欠如、民間投資や生産活動の持続性を阻害しかねない重要鉱物市場の価格変動、国内生産能力の弱体化が、米国の国家安全保障上の重大な脆（ぜい）弱性であると指摘された。これに基づき、トランプ大統領は2026年1月、関係省庁に対し、諸外国と重要鉱物を確保するための交渉を進め、交渉に当たっては重要鉱物の取引における最低価格設定やその他の貿易制限措置を検討するよう指示した（布告11001号）。

## （2）国家緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税

国家緊急経済権限法（以下「IEEPA」）<sup>14</sup>は、米国の国家安全保障、外交政策、経済への異例で重大な脅威に対し、大統領が国家緊急事態を宣言した場合に、様々な国際経済取引を規制する権限を大統領に認めている。この法律は従来、米国の脅威となる外国の集団や個人、特定国に対して適用され、集団・個人の米国内資産の没収、外国為替取引の規制等の措置が講じられてきたが<sup>15</sup>、IEEPAを根拠とする大統領令（Executive Order. 以下「EO」）に基づいて関税が課されたのは2025年の措置が初めてである<sup>16</sup>。

なお、この措置をめぐる直近の動きとして、米国企業や州政府を原告とする訴訟において、2026年2月20日に連邦最高裁判所が「IEEPAは大統領に関税を課す権限を与えていない」として違憲判決を下した<sup>17</sup>。これを受けて、トランプ大統領は同日、IEEPAを根拠とする大統領令に基づく関税措置を速やかに停止する大統領令に署名する（EO14389号）とともに、貿易赤字是正の取組を継続するため、1974年通商法第122条に基づく追加関税措置の実施について布告に署名した（布告11012号）（I2(3)参照）。

### （i）不法移民と違法薬物の流入を理由とする国家緊急事態

トランプ大統領は2025年2月1日、フェンタニルなどの薬物や移民の違法な流入が国家緊急事態に当たるとして国家緊急事態法（以下「NEA」）<sup>18</sup>及びIEEPAに基づく国家緊急事態宣言を行い<sup>19</sup>、同月4日から、カナダとメキシコに25%（ただし、カナダのエネルギー資源は10%）、

<sup>13</sup> “Section 232 Investigations: The Effect of Imports on the National Security.” Bureau of Industry and Security website <<https://www.bis.gov/about-bis/bis-leadership-and-offices/SIES/section-232-investigations>>

<sup>14</sup> The International Emergency Economic Powers Act, 50 U.S.C. §1701 et seq.

<sup>15</sup> Christopher A. Casey, “The International Emergency Economic Powers Act: Origins, Evolution, and Use,” *CRS Report*, R45618 (Version 17), 2025.9.1, pp.10-11, 22-28, 30-32. <[https://www.congress.gov/crs\\_external\\_products/R/PD/R45618/R45618.17.pdf](https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PD/R45618/R45618.17.pdf)>; 中川淳司「ポスト・トランプ関税時代の通商政策—CPTPPをWTO再生のプラットフォームに（第2回）」『貿易と関税』871号, 2025.10, p.46.

<sup>16</sup> Casey, *ibid.*, p.60.

<sup>17</sup> Learning resources, INC., et al. v. Trump, President of the United States, et al. No.24-1287. Argued November 5, 2025—Decided February 20, 2026. Supreme court of the United States website <[https://www.supremecourt.gov/opinions/25pdf/24-1287\\_4gcj.pdf](https://www.supremecourt.gov/opinions/25pdf/24-1287_4gcj.pdf)>

<sup>18</sup> The National Emergencies Act of 1976, P.L. 94-412, 50 U.S.C. § 1601 et seq. 大統領が国家緊急事態を宣言し、国家緊急時に行使が認められている特別な権限を行使する際の手続及び、国家緊急事態宣言を終了させるための手続を規定する連邦法。

<sup>19</sup> メキシコからの不法移民や違法薬物の流入に関しては、既に2025年1月に発出された布告10886号においてNEAに基づく国家緊急事態が宣言されていた。同年2月の大統領令（EO14193号、EO14194号、EO14195号）では、布告10886号で宣言した国家緊急事態の範囲を拡大し、カナダ、メキシコ、中国による対策の失敗を脅威として国家緊急事態を改めて宣言するとした。Casey, *op.cit.*(15), pp.12-14.

中国に10%の追加関税を課すことを発表した（カナダ：EO14193号、メキシコ：EO14194号、中国：EO14195号）（以下「フェンタニル関税」という。）<sup>20</sup>。フェンタニルとは、オピオイドと総称される麻薬性鎮痛剤の一種であり、米国では過剰摂取が社会問題となっている。トランプ大統領は就任前から、フェンタニルには中国製の原料が使われ、メキシコやカナダから米国に密輸されていると主張していた<sup>21</sup>。

さらに、カナダに対しては、フェンタニル流入阻止の取組が不十分であることや、報復関税を実施したこと（II1参照）を理由に、2025年8月1日に関税率が35%（関税回避のために積み替えられた物品については40%）に引き上げられた（EO14325号）。また、中国についてもフェンタニル流入阻止の取組が不十分であることを理由に同年3月3日に20%に引上げが発表されたが（EO14228号）、その後の米中交渉の合意（II2参照）により、同年11月10日以降は10%に引き下げられた（EO14357号）。

## （ii）貿易赤字を理由とする国家緊急事態

トランプ大統領は2025年4月2日、米国の貿易赤字や貿易関係における互惠性の欠如等が国家緊急事態に当たるとしてNEA及びIEEPAに基づく国家緊急事態宣言を行い、「相互関税」と称して、ほぼ全ての輸入品に対して一律10%、さらに貿易赤字額の大きい国・地域に対して個別に設定した税率を上乗せする追加関税を課すとした（EO14257号）（表2）。なお、カナダとメキシコはフェンタニル関税の対象となっていることから相互関税の対象外とされた（ただし、中国は対象）。また、前述の232条に基づく関税に関連する鉄鋼・アルミニウム、自動車、銅、半導体等も対象外とされたほか、同年11月からは特定の農産物も対象外とされている（EO14360号）。

相互関税のうち、一律10%については2025年4月5日、上乗せ税率は同月9日に施行されたが、相互関税発表後の金融市場の混乱もあり、上乗せ税率は施行翌日から90日間停止された（ただし中国を除く。EO14266号）。その後、停止期間は同年8月1日まで延長され（EO14316号）、この間に多くの国・地域は追加関税の見直しを求めて米国との交渉を開始した（II参照）。停止期間終了間際の同年7月31日、交渉の結果を踏まえた新たな国・地域別

表2 主な国・地域に対する相互関税率

主な国・地域	2025年4月2日 EO14257号	2025年7月31日 EO14326号
中国	34%	(10%) <sup>(注1)</sup>
EU	20%	15% <sup>(注2)</sup>
日本	24%	15% <sup>(注2)</sup>
韓国	25%	15% <sup>(注2)</sup>
英国	(10%)	10%
マレーシア	24%	19%
カンボジア	49%	19%
ベトナム	46%	20%
台湾	32%	20% <sup>(注3)</sup>
インド	26%	25% <sup>(注4)</sup>

(注1) 表中の () 付きはEOの国別税率表に記載がなかった国。

中国はEO14326号本文にEO14298号（相互関税率を34%とし、うち24%を90日間停止）から変更しないと記載された。

(注2) 最恵国待遇（MFN）税率15%以上の品目は0%、MFN税率15%未満の品目はMFN税率と合わせて15%となる減免措置が設けられている。MFN税率とは、WTO協定に基づき国際的に約束した関税率の上限を超えない範囲で、WTO加盟国に実際に課している関税率。

(注3) 2026年1月に15%（注2の減免措置も適用）への引下げで米国と合意した。

(注4) 2026年2月に18%への引下げで米国と合意した。

(出典) “Regulating Imports With a Reciprocal Tariff To Rectify Trade Practices That Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits: Executive Order 14257 of April 2, 2025,” *Federal Register*, Vol.90 No.65, 2025.4.7, pp.15049-15050. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-04-07/pdf/2025-06063.pdf>>; “Further Modifying the Reciprocal Tariff Rates. Executive Order 14326 of July 31, 2025,” *Federal Register*, Vol.90 No.149, 2025.8.6, pp.37967-37969. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-08-06/pdf/2025-15010.pdf>>; 各種報道を基に筆者作成。

<sup>20</sup> カナダ、メキシコについては、施行が1か月延期され、3月4日から適用（EO14197、EO14198号）。

<sup>21</sup> 「トランプ氏、関税強化宣言 メキシコ・カナダ、25%に 中国には追加10%」『朝日新聞』2024.11.27.

の相互関税率が発表され（EO14326号）、同年8月7日から施行された（表2）<sup>22</sup>。

### (3) 1974年通商法第122条に基づく追加関税

1974年通商法第122条（以下「122条」）<sup>23</sup>は、米国の大規模かつ深刻な国際収支赤字やその他根本的な国際決済問題に対処するために必要な場合、大統領に対し、150日を超えない期間、最大15%の一時的な追加課徴金（関税）や米国への輸入割当を課す権限を付与する規定である（連邦議会が延長しない限り150日後に自動的に失効）。事前の調査や協議が不要なため迅速な行政措置を講じることができるが、これまで一度も適用されたことはない<sup>24</sup>。

連邦最高裁判所による違憲判決を受けて、IEEPAに基づく追加関税措置（フェンタニル関税や相互関税等）は2026年2月24日に停止され、代わって同日から122条に基づき、米国への輸入品に一律10%の追加関税が課されることとなった（布告11012号）。また、トランプ大統領は、追加関税率を15%に引き上げるとも発言している<sup>25</sup>。

## II 各国・地域の対応

米国の関税措置に対し、報復関税を含む対抗措置を採ったカナダ及び中国、2025年中に米国との交渉に合意した英国、EU、韓国及びマレーシアについて述べる<sup>26</sup>。

### 1 カナダ

カナダは米国に関税を撤廃させることを目的に、報復関税を導入したが、米国との交渉を経て2025年9月に報復関税の一部を取り下げた（表3）。

表3 米国の関税措置とカナダの報復関税措置（2025年）

3月4日	【米国】カナダへのフェンタニル関税（25%。エネルギー製品に対しては10%）施行（EO14197号） 【カナダ】米国から輸入される物品300億カナダドル（約3.3兆円 <sup>(注)</sup> ）相当に対する25%関税施行
3月12日	【米国】232条に基づく鉄鋼・アルミニウム関税施行（布告10895号）
3月13日	【カナダ】米国からの鉄鋼製品（126億カナダドル（1.4兆円）相当）、アルミニウム製品（30億カナダドル（0.3兆円）相当）、その他の物品（142億カナダドル（1.5兆円）相当）に対する25%関税施行
4月3日	【米国】232条に基づく自動車関税（25%）施行（部品は5月3日施行）（布告10908号）
4月9日	【カナダ】米国から輸入する自動車（ただし、USMCAの条件を満たした自動車は、カナダ産とメキシコ産の部品以外の部分）に対する25%関税施行
8月1日	【米国】カナダへのフェンタニル関税を35%（関税回避のための積替え品については40%）に修正して施行（EO14325号）
9月1日	【カナダ】鉄鋼、アルミニウム、自動車を除く米国製品への報復関税（上記300億カナダドル及び142億カナダドル相当の物品に対する25%の関税（3月4日及び13日施行措置）を撤廃）

(注) 1カナダドル=108.4円。日本銀行国際局「報告省令レート（令和7年3月分）」2025.2.20.

(出典) “Canada’s response to U.S. tariffs on Canadian goods.” Department of Finance Canada website <<https://www.canada.ca/en/department-finance/programs/international-trade-finance-policy/canadas-response-us-tariffs.html>> を基に筆者作成。

<sup>22</sup> このほか、ベネズエラ、ブラジル、インド等に対してもIEEPAに基づく関税措置が課された（EO14245、14323、14329号等）。

<sup>23</sup> Section 122 of the Trade Act of 1974, 19 U.S.C. §2132.

<sup>24</sup> Christopher T. Zirpoli, “Congressional and Presidential Authority to Impose Import Tariffs,” *CRS Report*, R48435 (Version 3), 2025.4.23, pp.17-19. <[https://www.congress.gov/crs\\_external\\_products/R/PDF/R48435/R48435.3.pdf](https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R48435/R48435.3.pdf)>

<sup>25</sup> 「米代替関税「15%に上げ」トランプ氏表明、数カ月内に次の措置」『日本経済新聞』2026.2.23.

<sup>26</sup> “Many deals remain in the works following a year of talks and tariffs,” *Inside U.S. trade*, 2026.1.2.

カナダが、米国の関税を撤廃させることなく一方的に報復関税を取り下げた背景には、2026年に行われるUSMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）見直し協議に当たり、USMCAからの離脱をちらつかせるトランプ政権に対し、USMCAを存続させる目的があったとされている<sup>27</sup>。しかし、トランプ大統領は依然としてUSMCAからの離脱について言及している<sup>28</sup>。

また、カナダは一連の米国の関税措置について、WTOの紛争処理手続上の協議を要請した<sup>29</sup>。米国は、国家安全保障の問題はWTOの紛争処理手続による審査や解決の対象とならないと主張しており<sup>30</sup>、現時点でパネルは設置されていない。直近では、カナダが2026年1月、中国製の電気自動車に対して課している100%の追加関税を年4万9000台を上限に免除すること等を含む中国との戦略的パートナーシップに合意したところ、トランプ大統領は、カナダが中国との合意を履行した際にはカナダに100%の追加関税を課すと反発した<sup>31</sup>。

## 2 中国

### (1) 報復関税・非関税対抗措置

中国も米国の関税措置に対し、報復関税を導入した（表4）。特に2025年4月2日に米国が貿易赤字を理由とした相互関税を発表すると、米中間で報復関税の応酬が繰り返され、米国の対中相互関税率、中国の対米報復関税率は共に一時125%にまで引き上げられた。

表4 米国の関税措置と中国の報復関税措置（2025年）

2月4日	【米国】中国へのフェンタニル関税10%施行（EO14195号）
2月10日	【中国】米国からの輸入に10～15%の追加関税（第1弾報復関税）施行
3月3日	【米国】中国へのフェンタニル関税を20%に引き上げることを発表（EO14228号）
3月10日	【中国】米国からの輸入に10～15%の追加関税（第2弾報復関税）施行
4月2日	【米国】相互関税（中国34%）を発表（EO14257号）
4月4日	【中国】米国からの輸入に4月10日から34%の追加関税を課することを発表
4月9日	【米国】中国へ相互関税率を34%から84%に修正して施行（EO14259号）
4月10日	【中国】4月4日に公表した34%の関税率を84%に修正して施行 【米国】相互関税の国別の上乗せ税率の適用を、中国を除き90日間停止。中国の相互関税率を84%から125%に修正して施行（EO14266号）
4月12日	【中国】4月10日に施行した関税率を125%に修正して施行
5月12日	【米・中】米中共同声明において、米中ともに125%の関税率を34%に戻し、そのうち24%の適用を90日間停止すること等を発表（なお、中国へのフェンタニル関税20%は維持）
5月14日	【米・中】両国の関税引下げが施行
8月11日	【米・中】米中共同声明において、関税停止期間の90日間延長を発表
10月30日	【米・中】米中首脳会談において、関税停止期間の1年間延長、中国へのフェンタニル関税を10%に引き下げることに合意

（出典）Keigh E. Hammond and William F. Burkhart, “Presidential 2025 Tariff Actions: Timeline and Status,” *CRS Report*, R48549 (Version 13), 2026.1.12, pp.7-9, 22. <[https://www.congress.gov/crs\\_external\\_products/R/PDF/R48549/R48549.13.pdf](https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R48549/R48549.13.pdf)> 等を基に筆者作成。

<sup>27</sup> 井口まゆ子「カナダのカーニー首相、米国との新たな貿易・安全保障に関する声明を発表（カナダ）」2025.8.27. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/08/0c96059c430c512b.html>>

<sup>28</sup> 「トランプ氏、貿易協定見直し協議 カナダ・メキシコ首脳と」『日本経済新聞』2025.12.6, 夕刊。

<sup>29</sup> DS634, DS635, DS637. “United States–Additional Import Duties on Steel and Aluminium Articles from Canada: Request for Consultations by Canada,” WT/DS635/1, G/L/1563, 2025.3.13. WTO website <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/G/L/1563.pdf&Open=True>> 等。

<sup>30</sup> “United States–Additional Import Duties on steel and Aluminium articles from Canada: Communication from the United States,” WT/DS635/3, 2025.3.25. WTO website <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/635-3.pdf&Open=True>>

<sup>31</sup> 「米、カナダに「100%関税」中国との貿易合意履行なら」『日本経済新聞』2026.1.25. なお、中国はカナダの措置（2024年10月から中国製EVに100%の追加関税賦課）がWTO協定に違反するとして紛争処理手続上の協議要請を行い、協議が不調に終わったため、2025年6月にパネルが設置されている。

また、中国は一連の米国の関税措置について、WTOの紛争処理手続上の協議を要請した<sup>32</sup>。さらに、報復関税と並行して、自国の輸出管理制度を用いた米国企業との取引制限<sup>33</sup>や、レアアース輸出管理<sup>34</sup>、米国産大豆の買い控え<sup>35</sup>等の非関税対抗措置を実施した。このうち、中国が同年4月4日に施行したレアアース輸出管理は、レアアースの中でも特に希少価値の高い中・重希土類7種とそれを含有する合金や酸化物、化合物等の輸出を中国政府の許可申請の対象とするものである。中国は、レアアースの産出量で世界の7割、精練で9割のシェアを占めており<sup>36</sup>、この規制の影響によって同年5月の中国からの対米レアアース輸出は前年同月比で80%減少したとされる<sup>37</sup>。

## (2) 米中通商協議

2025年5月12日、米中両国は、125%まで上がっていた両国の関税率を34%に戻し、そのうち24%の適用を90日間停止することや、中国が非関税対抗措置を停止することに合意した(表4)<sup>38</sup>。これを受けて中国は米国企業との取引制限等の措置を一時停止したが、レアアース輸出管理は維持した。レアアース供給の滞りに反発を強めた米国は、同月下旬、中国が米国に供給を依存する品目(半導体設計ソフト、エタン、航空機ジェットエンジン等)の対中輸出を許可制にする対抗措置を採った。同年6月の米中通商協議では、中国がレアアース輸出を法令に従って認め、米国が対抗措置を撤廃することで合意した<sup>39</sup>。同年8月11日には、関税の停止期間を更に90日間延長し、協議を継続する旨の米中共同声明が発表された<sup>40</sup>。

しかし、中国が同年10月9日、新たにレアアース5種を輸出管理の対象に追加し、既に指定していた7種について再輸出規制を導入する規制強化を発表すると<sup>41</sup>、トランプ大統領はこれを激しく非難し、中国に100%の追加関税を課すと表明した<sup>42</sup>。中国が発表した再輸出規制は、第三国で製造された製品に中国原産のレアアース関連品目が0.1%以上含有されている場合、中国政府の輸出許可が必要となる規定であり、米国からは、半導体を含むあらゆる製品に輸出許可が必要となるとの指摘もあった<sup>43</sup>。一方、中国は、米国がエンティティ・リスト<sup>44</sup>の対象範囲

<sup>32</sup> DS633, DS638. “United States-Additional tariff measures on goods from China: Request for consultations by China,” WT/DS633/1, 2025.2.5. WTO website <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/G/L/1561.pdf&Open=True>> 等

<sup>33</sup> 亀山達也「中国、米国企業に対する複数の貿易管理措置を発表(中国、米国)」2025.4.9. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/04/8a149c23afa8f1f8.html>> 等

<sup>34</sup> 小宮昇平「中国、中・重希土類7種のレアアース関連品目で4月4日から輸出管理を実施(中国)」2025.4.7. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/04/9008601e0d63d27d.html>> 等

<sup>35</sup> 「[FT]米産大豆の輸出急減 中国購入停止で在庫増」『日本経済新聞』(電子版)2025.10.10; 「対中輸出「ゼロ」、米産大豆の行方 トランプ関税影響、首脳会談で打開探る」『朝日新聞』2025.10.29.

<sup>36</sup> 廣元末希「戦略物資としての側面を得た中国産レアアース」『ファイナンス』719号, 2025.10, pp.29-30. <[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/finance/2025010/202510g.pdf](https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/2025010/202510g.pdf)>

<sup>37</sup> 「レアアース、米向け8割減 中国5月輸出 世界供給網に打撃」『日本経済新聞』2025.6.21.

<sup>38</sup> “Joint Statement on U.S.-China Economic and Trade Meeting in Geneva,” 2025.5.12. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/05/joint-statement-on-u-s-china-economic-and-trade-meeting-in-geneva/>>

<sup>39</sup> CISTEC 事務局「米中協議の概要(10月30日、米中首脳会談)」2025.10.31, p.4. 安全保障貿易情報センターウェブサイト <[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhoshou/china/data/20251031.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshou/china/data/20251031.pdf)>

<sup>40</sup> “Joint Statement on U.S.-China Economic and Trade Meeting in Stockholm,” 2025.8.11. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/08/joint-statement-on-u-s-china-economic-and-trade-meeting-in-stockholm/>>

<sup>41</sup> CISTEC 事務局 前掲注(39), pp.9-10.

<sup>42</sup> 「米中貿易摩擦、再び激化 トランプ氏「100%追加関税」中国はレアアース規制」『日本経済新聞』2025.10.12.

<sup>43</sup> “China claims U.S. is exaggerating extent of new export controls,” *Inside U.S. trade*, 2025.10.16.

<sup>44</sup> 米国の輸出管理規則の枠組みの下、BIS(商務省産業安全保障局)が、国家安全保障や外交政策上の懸念があると指定した企業等を列挙したリスト。輸出管理規則の対象品目を、リスト掲載者に対して輸出・再輸出・国内移転する場合、事前にBISに申請し許可を得ることが必要となる(多くの場合、申請しても原則不許可)。

の拡大（50%ルール）<sup>45</sup>や、1974年通商法第301条（以下「301条」）<sup>46</sup>に基づく中国関連船舶に対する入港手数料の徴収<sup>47</sup>等の措置を講じて、先んじて両国間の交渉の雰囲気を買ったと主張し、米国に対し強い不満と反対を表明した<sup>48</sup>。

その後の協議を経て2025年10月30日に開かれた米中首脳会談では、①両国の関税の停止期間の1年間延長、②米国の中国へのフェンタニル関税の引下げ（20%→10%）、③両国による措置（米国によるエンティティ・リストの対象範囲の拡大、中国によるレアアース輸出管理の強化、米国による中国船舶等への入港手数料の徴収及びそれに対する中国の対抗措置）の1年間施行延期に合意した<sup>49</sup>。ただし、共同声明がないため、双方の発表には食い違いも見られる（例えば、米国は中国が米国産大豆の大量購入に合意したと発表しているが、中国からは言及がない等）。

この合意について、識者からは、一時的に不確実性が軽減されただけであり、合意が簡単に崩壊する可能性があるとの指摘や<sup>50</sup>、中国はレアアースの支配力を駆使して米国経済に甚大な影響を与え得ることを米国に示し、実質的に何も失うことなく譲歩を引き出したとの見解がある<sup>51</sup>。また、輸出管理は本来、重要技術が競争国や敵対国に渡ることを防ぐために慎重に運用されるべきであり、伝統的に貿易交渉とは切り離されてきたが、今回の合意ではその区別が曖昧であり、中国との軍事面・技術面での競争への懸念が高まっている時期にもかかわらず輸出管理が緩和されたことに対する批判もある<sup>52</sup>。

### 3 その他の国・地域

英国は、最も早い2025年5月に米国との合意に至り、米国への自動車輸入について年間10万台を上限に関税率を10%に削減する関税割当を導入すること、英国が鉄鋼・アルミニウムのサプライチェーンの安全性等に関する米国の要望を満たした場合に、英国への同品目の輸入に関税割当を導入すること等が約束された<sup>53</sup>。

EUは当初、トランプ政権による関税措置に対し報復関税を準備していたが、交渉による解

<sup>45</sup> 2025年9月29日、BISはエンティティ・リスト掲載企業等が直接・間接に株式の50%以上所有する企業等も、エンティティ・リスト掲載企業等と同様に取り扱う規制強化を発表、即日施行した（CISTEC事務局 前掲注(39), p.8）。これについて中国は、事実上数千もの中国企業をエンティティ・リストに掲載するものであると批判した（*Inside U.S. trade, op.cit.*(43)）。

<sup>46</sup> Section 301 of the Trade Act of 1974, 19 U.S.C. §2411. USTR（米国通商代表部）が外国の通商措置や貿易慣行等を不正な措置と認定した場合、USTRに輸入制限等の報復措置を講じる権限を認めた規定。利害関係のある者はUSTRに対し、301条に基づく調査を開始するよう求めることができる。

<sup>47</sup> 2025年4月、USTR（米国通商代表部）が中国の海事・物流・造船分野に対する301条に基づく制裁措置として発表し、2025年10月14日から施行。なお、中国も対抗措置として10月14日から米国関連船舶に特別料金を課した（CISTEC事務局 前掲注(39), pp.10-11.）。

<sup>48</sup> *Inside U.S. trade, op.cit.*(43)

<sup>49</sup> “Fact Sheet: President Donald J. Trump Strikes Deal on Economic and Trade Relations with China,” 2025.11.1. White House website <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/11/fact-sheet-president-donald-j-trump-strikes-deal-on-economic-and-trade-relations-with-china/>>; 「商务部新闻发言人就中美吉隆坡经贸磋商联合安排答记者问」 2025.10.30. 新华社通信ウェブサイト <<http://www.news.cn/world/20251030/dd3984dcc50b4c13bab9d2849da6e1b3/c.html>>

<sup>50</sup> “China deal resets relations by months, with prospect of quick deterioration,” *Inside U.S. trade*, 2025.10.31.

<sup>51</sup> David Sacks, “Trump and Xi Turn Back the Clock—While China Flexes Its Muscles,” 2025.10.30. Council on foreign relations website <<https://www.cfr.org/blog/trump-and-xi-turn-back-clock-while-china-flexes-its-muscles>>

<sup>52</sup> Michael Froman, “Celebrating the Arsonist,” 2025.10.31. Council on Foreign Relations website <<https://www.cfr.org/articles/celebrating-arsonist>>

<sup>53</sup> “General terms for the United States of America and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland Economic Prosperity Deal,” 2025.5.8. Gov.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/media/681d327d43d6699b3c1d2a9d/US\\_UK\\_EPD\\_050825\\_FINAL\\_rev\\_v2.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/media/681d327d43d6699b3c1d2a9d/US_UK_EPD_050825_FINAL_rev_v2.pdf)>; “Fact Sheet: U.S.-UK Reach Historic Trade Deal,” 2025.5.8. White House website <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/05/fact-sheet-u-s-uk-reach-historic-trade-deal/>> 等。

決を優先するとして施行を延期し、2025年7月に米国との合意に達した。同年8月に合意内容を詳細化した共同声明が発表され<sup>54</sup>、米国がEUからの輸入（自動車・同部品を含む。）に対し、最恵国待遇（MFN）税率<sup>55</sup>、又はMFN税率と追加関税を合わせて15%のいずれか高い方の関税率を適用することが約束された。また、EUが、米国から輸入される全ての工業製品の関税を撤廃するとともに、2028年までに7500億ドル（約113兆円<sup>56</sup>）相当の米国産エネルギーを購入し、欧州企業が6000億ドル（約90兆円）相当の対米投資をする予定であること等が発表された。EUが米国製品への関税を撤廃するための規則案は、欧州議会で審議されていたが、IEEPAについての連邦最高裁の違憲判決及び122条に基づく追加関税措置の発表を受けて、欧州議会は2026年2月、EU・米国間の貿易関係における明確性、安定性、法的確実性が回復するまで立法作業を中断することを発表した<sup>57</sup>。

韓国は2025年7月に、米国が韓国からの輸入（自動車・同部品を含む。）に対し、MFN税率、又はMFN税率と追加関税を合わせて15%のいずれか高い方の関税率を適用することで大筋合意したが、対米投資の条件が折り合わず、同年8月7日の相互関税率施行時には自動車関税は引き下げられなかった。同年10月の首脳会談を経て、同年11月に合意内容をまとめた共同ファクトシートが発表され<sup>58</sup>、自動車関税の15%への引下げ、総額3500億ドル（約53兆円）の戦略的対米投資が約束された。2026年3月には、対米投資を履行するための法案が韓国の国会で可決された<sup>59</sup>。

マレーシアとの合意は2025年10月に米国から発表され、マレーシアが米国製品への関税を撤廃又は引き下げる一方、米国はマレーシアに対する相互関税率を19%のまま維持することになった。また、国家・経済安全保障に関する約束として、マレーシアが自国で事業を行う第三国企業の不公正な慣行に対処することや、米国と整合的な輸出管理を行うこと、米国が安全保障上の理由により第三国に関税等の輸入制限を課す場合にマレーシアが「同等の制限的措置」を採ること、マレーシアが米国の利益や安全保障を脅かす協定を第三国と結んだ場合に、米国が一方的に当該合意を破棄できること等が含まれている<sup>60</sup>。ここでいう第三国とは中国を念頭にしているとされ、中国は懸念を表明している<sup>61</sup>。

<sup>54</sup> “Joint Statement on a United States-European Union framework on an agreement on reciprocal, fair and balanced trade,” 2025.8.21. European Commission website <[https://policy.trade.ec.europa.eu/news/joint-statement-united-states-european-union-framework-agreement-reciprocal-fair-and-balanced-trade-2025-08-21\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/news/joint-statement-united-states-european-union-framework-agreement-reciprocal-fair-and-balanced-trade-2025-08-21_en)>

<sup>55</sup> MFN税率とは、WTO協定に基づき国際的に約束した関税率の上限を超えない範囲で、WTO加盟国に実際に課している関税率。

<sup>56</sup> 1ドル=150円。インターバンク市場ドル円スポット17時時点月中平均を用いた2025年の平均。

<sup>57</sup> European Parliament, “EU-US trade legislation: legislative work on hold following US Supreme Court ruling,” 2026.2.23. <<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20260223IPR36005/eu-us-trade-legislation-legislative-work-on-hold-following-supreme-court-ruling>>

<sup>58</sup> “Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump’s Meeting with President Lee Jae Myung,” 2025.11.13. White House website <<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/11/joint-fact-sheet-on-president-donald-j-trumps-meeting-with-president-lee-jae-myung/>>

<sup>59</sup> 대한민국과 미합중국 간 전략적투자 운영 및 관리를 위한 특별법（韓米戦略的投資管理のための特別法）；「対米投資3500億ドル法可決 韓国、関税合意に基づき履行」『日本経済新聞』2026.3.13.

<sup>60</sup> “Agreement between the United States of America and Malaysia on reciprocal trade,” 2025.10.26. White House website <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/10/agreement-between-the-united-states-of-america-and-malaysia-on-reciprocal-trade/>>

<sup>61</sup> “Trade détente spawns temporary stability, but tensions could flare in third countries,” *Inside U.S. trade*, 2025.12.29.

### Ⅲ 今後の論点

#### 1 WTO 協定と国際通商秩序

第2次トランプ政権の関税措置は、一定率以上の関税を課さないことを約束する関税譲許の義務（GATT<sup>62</sup>第2条）や、いずれかの国に与える最も有利な待遇を他の全てのWTO加盟国に対して与えなければならないことを義務付ける最恵国待遇（MFN）原則（GATT第1条、第13条、第17条）に違反するとされる<sup>63</sup>。WTO協定には、安全保障上の理由で採られる貿易関連措置が、WTO協定に適合しないものであっても安全保障例外として正当化される規定があるが（GATT第21条）、第1次トランプ政権が課した鉄鋼・アルミニウム関税をめぐるWTOの紛争処理において、第1審に当たるパネルは2022年、「戦時に比肩する事態」でなければ安全保障例外は適用できないと判断している<sup>64</sup>。

第2次トランプ政権の関税措置についてWTOの紛争処理手続上の協議を要請した国は、中国、カナダ等一部の国に限られる。日本は、米国の鉄鋼・アルミニウム関税や自動車関税を米国によるセーフガード措置<sup>65</sup>とみなした上で、セーフガード協定第8条第2項に基づく対抗措置を発動する権利を留保したが、現在までのところ発動はしていない<sup>66</sup>。多くの国はWTOの紛争処理ではなく、米国との交渉を選択したが、そこで約束された米国からの輸入に対する自国・地域の関税引下げや撤廃は、第三国に平等に適用されない限り、MFN原則に違反するものとされる<sup>67</sup>。こうした米国への一方的な宥和（ゆうわ）やWTO協定の軽視は、ルールに基づく国際秩序を弱体化させ、次世代の国際ルールづくりの機運を損なうとの指摘もある<sup>68</sup>。

他方、世界では2025年以降、FTA（自由貿易協定）の締結が加速している。英国とインドが、また、ブラジル、アルゼンチン等が加盟するメルコスール（南米南部共同市場）とEUが、それぞれFTAに署名した<sup>69</sup>。中国とASEANもデジタル経済やグリーン協力等の新分野のルール

<sup>62</sup> WTO協定の一部である、関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）。なお、ここでのWTO協定とは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（通称「WTO設立協定」）及びその附属書に含まれている協定の集合体を指す。

<sup>63</sup> 中川 前掲注(15), p.50.

<sup>64</sup> 小林友彦「「米国—通商拡大法 232 条鉄鋼・アルミ措置」(United States – Certain Measures on Steel and Aluminium Products)(DS544) (2022 年 12 月 9 日加盟国配布、米国が上訴)」(WTO パネル・上級委員会報告書等研究会 2023 年度版報告書) 2024.3.29. 経済産業省ウェブサイト <[https://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/3\\_dispute\\_settlement/33\\_panel\\_kenkyukai/2\\_DS544.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/33_panel_kenkyukai/2_DS544.pdf)> ただし、当該事案について米国は上訴しており、上訴審である上級委員会が米国による委員任命拒否のために 2019 年以来機能停止しているため、最終的な結論は出ていない。

<sup>65</sup> 自国産業の救済のために一時的に認められる貿易救済措置。WTO 体制下でのセーフガード措置は、WTO 協定の一部であるセーフガード協定によって規律されており、セーフガード協定第 8 条第 2 項は、セーフガード措置の発動によって影響を受ける国・地域が一定の要件の下で対抗措置（リバランシング措置）を採れる旨を定めている。

<sup>66</sup> “Notification under article 12.5 of the agreement on safeguards to the council for trade in goods of proposed suspension of concessions and other obligations referred to in paragraph 2 of article 8 of the agreement on safeguards,” G/L/1572, G/SG/N/12/JPN/5, 2025.5.12. WTO website <<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/G/L/1572.pdf>>

<sup>67</sup> 川瀬剛志「トランプ関税を振り返る—8月7日を迎えて—」2025.8.20. RIETI ウェブサイト <[https://www.rieti.go.jp/jp/special/special\\_report/231.html](https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/231.html)>; 中川 前掲注(15), p.51.

<sup>68</sup> シロー・アームストロング「トランプ関税と日本 アジア協調の先頭に立て（経済教室）」『日本経済新聞』2025.4.22; 「EU、米国車の関税撤廃—世界貿易「力の支配」強まる EUも捨てたWTOルール AIなど新技術、国際秩序づくりに懸念」『日本経済新聞』2025.7.30.

<sup>69</sup> 「英印、FTAに署名 関税の大半撤廃 対米交渉にらむ」『日本経済新聞』2025.7.25; “EU-Mercosur: Council greenlights signature of the comprehensive partnership and trade agreement,” 2026.1.9. European Council website <ht

を加えた FTA の改定に署名したほか<sup>70</sup>、日本が主導する CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への新規加盟申請も相次いでいる<sup>71</sup>。FTA の締結は WTO のルール形成面の停滞を補完する動きとして以前から盛んであったが、最近の FTA の加速については、新たな輸出先の開拓に加えて、質の良い FTA を持つことによって投資環境の信用度を向上させることが締結の誘因となっているとの指摘がある<sup>72</sup>。ただし FTA は、それぞれが都合の良いルールを作成し国際的に非統一となる状態（「ルールの断片化」）を招くだけでなく<sup>73</sup>、FTA 加盟国を優遇し、FTA 非加盟国には譲許税率の範囲内で相対的に高い MFN 税率を課す「FTA ブロック化」をもたらす可能性もある。後者の行為は、たとえ WTO 協定の範囲内であったとしても理念的には自由貿易の後退にほかならないとされる<sup>74</sup>。

多国間主義の弱体化は、地域紛争や貿易摩擦の激化を助長し、長期的な世界経済の安定を損なう懸念がある。また、二国間協定や FTA に基づく多極的なルール形成の下では、強国の力を「法」や「数」で封じることが難しく、経済力に優れる国家の利益が反映されやすいとの指摘もある<sup>75</sup>。ルールに基づく多国間主義の維持のためには、WTO 協定に準拠した貿易救済措置や紛争処理手続の活用を通じて WTO 体制の維持を図ることや、日本を始めとするミドルパワー（中堅国）が結集して WTO 改革や新たな多国間ルール形成に取り組むこと、また、FTA 等の地域内・地域間の協定を深化させるとともに、ルールの断片化を防ぐため、連携に基づく協力体制同士（CPTPP や RCEP、EU 等）がルール面での協調を進めること等が重要であると指摘されている<sup>76</sup>。

特に、CPTPP は世界全体の GDP の 15% を占める巨大経済圏であり、広範囲・高水準のルールを有し、時代に合わせた見直しや新ルールの策定も予定されている。CPTPP の拡大・発展や米国に次ぐ経済規模を持つ EU とのルール面での協調は、WTO 体制下における多国間ルール形成への足掛かりになると同時に、日本のようなミドルパワーがルールメイカーとして能動的に新たな秩序形成に関わる機会にもなり得る<sup>77</sup>。一国では既存秩序の変更を試みる米国や中国といった大国と対等に渡り合うことは難しいが、CPTPP 加盟国やミドルパワー、制度・ルール・価値を共有する国々との連携を通じて、影響力を発揮することができるとの意見もある<sup>78</sup>。

[tps://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/01/09/eu-mercosur-council-greenlights-signature-of-the-comprehensive-partnership-and-trade-agreement/](https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/01/09/eu-mercosur-council-greenlights-signature-of-the-comprehensive-partnership-and-trade-agreement/)

<sup>70</sup> 小宮昇平「ACFTA3.0 議定書に署名、デジタル、グリーン、サプライチェーン連結、標準化などでの協力盛り込む（中国、ASEAN）」2025.11.17. JETRO ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/11/2816542a0eab1ac1.html>>

<sup>71</sup> CPTPP 加盟国は、日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、英国。2025 年に加盟申請した国は、フィリピン、アラブ首長国連邦（UAE）、カンボジアであり、これらを含めた加盟交渉中・申請中の国は計 10 か国・地域に上る（2026 年 2 月時点）。

<sup>72</sup> 「トランプ関税で国際貿易どう変わる？」『日本経済新聞』2025.12.3；木村福成ほか「混沌とする国際情勢の読み方」『世界経済評論』70 巻 1 号、2026.1・2、pp.6-7。

<sup>73</sup> 関根豪政『国際貿易法入門—WTO と FTA の共存へ—』筑摩書房、2021、pp.250-251。

<sup>74</sup> 助川成也「「選別的保護主義」時代の到来に備えよ」『世界経済評論 IMPACT』no.4076、2025.11.10。<<http://www.world-economic-review.jp/impact/article4076.html>> 例えばメキシコは、2025 年 12 月に、FTA を結んでいない国からの輸入品に対する関税（譲許税率の範囲内で）最大 50% に引き上げる輸出入関税法改正案を成立させた。

<sup>75</sup> 関根 前掲注(73)、p.251。

<sup>76</sup> 川瀬剛志「米中貿易戦争の新局面（上）TPP の拡大・連携を目指せ」『日本経済新聞』2024.7.17；木村福成「日本は ASEAN と連携し貿易秩序回復の先導役を」『週刊東洋経済』7193 号、2024.9.7、pp.70-71；リチャード・ボールドウィン（伊藤元重監訳、笹田もと子訳）『トランプの貿易戦争はなぜ失敗するのか—それでも保護主義は常態化する—』日経 BP 日本経済新聞出版、2025、pp.177-179、182-186。（原書名：Richard E Baldwin, *The Great Trade Hack: How Trump's Trade War Fails and the World Moves on*, London: CEPR Press, 2025.）等。

<sup>77</sup> 鈴木一人『地経学とは何か—経済が武器化する時代の戦略思考—』新潮社、2025、pp.281-283。

<sup>78</sup> 鈴木一人「国際秩序の新時代に国益を確保する方法 “強い国” 実現で日本が持つべき四つの「地経学的パワー」

## 2 米中関係

中国が米国への対抗姿勢を示せる背景には、米中貿易が構造的に中国に有利であることが挙げられる。米国にとって中国は最大の貿易赤字を計上している国であり、輸入を中国に依存している品目もレアアースから家庭用品まで幅広く、中国の輸出管理や中国製品への高関税による自国への影響が大きい。一方、中国にとっても米国は最大の輸出相手国であるが、ASEAN や アフリカ、中南米への輸出によって対米輸出減少の影響を緩和できているほか、輸入についても第1次トランプ政権での経験を踏まえて多角化を図ってきた<sup>79</sup>。中国のレアアース輸出管理は即座に経済活動に影響を及ぼし得るのに対し、米国が意欲を示す新たなレアアース供給網の構築には時間を要することも、中国に有利に働いたとされる<sup>80</sup>。

両国の通商関係をめぐっては、米国通商代表部 (Office of the U.S. Trade Representative: USTR) によって進行中の第1段階の通商協定 (2020年) の中国の履行状況に関する調査や、中国が米国の期待どおりにレアアース輸出管理を緩和するか等が、不安定要素として挙げられる<sup>81</sup>。米国の通商政策が、各国に中国との経済的結び付きを促進している面も否めず、中国も各国・地域との経済連携を強化している。これに対し、米国は各国の中国への接近をけん制し (カナダの例)、関税を梃子 (てこ) に対中国を念頭にした安全保障面での協力を含む通商合意を取り付けており (マレーシアの例)、米国がこうした動きを強めれば、米中間の緊張が更に高まる可能性もある<sup>82</sup>。

## 3 IEEPA に基づく追加関税措置の違憲判決による影響

122条は150日間という期限が設けられているため、122条に基づく関税措置は、議会が延長しない限り2026年7月24日に失効する。この関税措置について、米国は122条が規定する大規模かつ深刻な国際収支赤字には陥っておらず法的根拠がないとの指摘もあり<sup>83</sup>、24の州政府が関税の徴収停止を求め国際貿易裁判所<sup>84</sup>に訴訟を提起した<sup>85</sup>。

フェンタニル関税や相互関税が122条に基づく一律10%の追加関税に置き換えられることによって、10%を超える追加関税率を適用されていた国・地域では税率が低くなる。一方、米国との交渉により、追加関税率をMFN税率と合わせて15%とする減免措置が適用されていた国・地域 (EU、日本、韓国等) では、MFN税率によっては実際に課される税率が15%を超えるこ

『Diamond weekly』5068号, 2025.11.22, p.58; “Davos 2026: Special address by Mark Carney, Prime Minister of Canada,” 2026.1.20. World Economic Forum website <<https://www.weforum.org/stories/2026/01/davos-2026-special-address-by-mark-carney-prime-minister-of-canada/>>

<sup>79</sup> 三浦祐介「トランプ通商政策と中国」『東亜』702号, 2025.12, p.15; 月岡直樹「中国は米相互関税に持久戦も辞さず」2025.5.8, p.4. みずほリサーチ&テクノロジーズウェブサイト <<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/2025/pdf/express-as250508.pdf>>; 「中国、中南米から輸入拡大 農産物や鉱物 関税警戒、脱米国急ぐ」『日本経済新聞』2025.5.14.

<sup>80</sup> Sacks, *op.cit.*(51)

<sup>81</sup> Ryan Hass, “Three potential pathways for US-China relations under Trump,” 2026.1.26. Brookings Institution website <<https://www.brookings.edu/articles/three-potential-pathways-for-us-china-relations-under-trump/?b=1>>

<sup>82</sup> *Inside U.S. trade, op.cit.*(61)

<sup>83</sup> Kimberly Clausing and Maurice Obstfeld, “What the Supreme Court’s tariff ruling changes, and what it doesn’t,” 2026.2.23. Peterson Institute for International Economics website <<https://www.piie.com/blogs/realtime-economics/2026/what-supreme-courts-tariff-ruling-changes-and-what-it-doesnt>>

<sup>84</sup> 国際貿易及び関税に関する事案について全国的な管轄権を持つ特別下級裁判所。

<sup>85</sup> 「トランプ代替関税も訴訟 オレゴンなど24州 徴収停止を要求」『日本経済新聞』2026.3.6, 夕刊。

とになる<sup>86</sup>。減免措置の適用を受けていた日本やEUは、米国に合意どおりの履行を求めるなどしている<sup>87</sup>。

USTRのグリア(Jamieson Greer)代表は、最高裁判決の直後、最高裁判決以前に各国・地域と交渉した貿易協定は引き続き有効であると述べた上で、232条に基づく調査の継続や新たな301条に基づく調査(II2(2)参照)を始める方針を発表した。この301条に基づく調査は、主要貿易相手国のほとんどを対象とし、産業の過剰生産能力、強制労働、デジタルサービス税、コメ等、幅広い事項を調査するとしている<sup>88</sup>。その方針どおり、USTRは2026年3月、16か国・地域を対象に製造業の過剰生産能力に関する301条に基づく調査<sup>89</sup>を、60か国・地域を対象に強制労働に関する301条に基づく調査<sup>90</sup>を、相次いで開始した(いずれの調査も日本を対象に含む)。301条に基づく調査は、調査対象である相手国政府との協議、意見公募、公聴会等が必要となることから、通常は1年以上かかる<sup>91</sup>、グリア代表は、今回の調査を122条に基づく追加関税措置の期限到来までに終了させることを目指すと述べた<sup>92</sup>。301条に基づく調査の結果、米国が各国・地域に課す追加関税率の水準は、通商交渉によって合意された水準に近いものになると予想されているが、高い関税が課されるような場合には、通商合意の破棄、非関税障壁の復活、報復関税の賦課等を行う国・地域が現れる可能性がある<sup>93</sup>と指摘されている。なお、301条に基づく調査の対象となった過剰生産や強制労働は、以前からWTO加盟国が中国に対して懸念を表明していた事項でもある<sup>94</sup>。

最高裁判決では米国政府に既に支払われた関税の返還については言及がなかったが、2026年3月、国際貿易裁判所は、IEEPAに基づく関税の還付を求める訴訟において、米国税関・国境警備局(CBP)に対し、事実上の還付<sup>95</sup>を命じた<sup>96</sup>。CBPは、迅速な関税還付のためのシステムを同年4月20日を目途に使用可能とすることを目指しており、これによって輸入者は、還付を求めて訴訟を起こす必要がなくなり、最小限の申請書類をCBPに提出すれば関税の還付と利

<sup>86</sup> 「経産相「日本、米15%関税の対象外に」 米関税26兆円、迅速な還付困難 システム改修に1カ月半」『日本経済新聞』2026.3.7, 夕刊。

<sup>87</sup> 同上; 「EU、米に貿易協定順守を要求 欧州議会は採決延期も」*Reuters*, 2026.2.23. <<https://jp.reuters.com/world/us/WVD6VOH75JP6LCLNZEIKWG4NIY-2026-02-23/>>

<sup>88</sup> “Ambassador Greer Issues Statement on Supreme Court IEEPA Decision,” 2026.2.20. USTR website <<https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2026/february/ambassador-greer-issues-statement-supreme-court-ieepa-decision>>

<sup>89</sup> “USTR Initiates Section 301 Investigations Relating to Structural Excess Capacity and Production in Manufacturing Sectors,” 2026.3.11. USTR website <<https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2026/march/ustr-initiates-section-301-investigations-relating-structural-excess-capacity-and-production>>

<sup>90</sup> “USTR Initiates 60 Section 301 Investigations Relating to Failures to Take Action on Forced Labor,” 2026.3.12. USTR website <<https://ustr.gov/about/policy-offices/press-office/press-releases/2026/march/ustr-initiates-60-section-301-investigations-relating-failures-take-action-forced-labor>>

<sup>91</sup> Mark Linscott, “How the White House’s plan B on tariffs can give it all the trade leverage it needs,” 2026.3.6. Atlantic Council website <<https://www.atlanticcouncil.org/dispatches/how-the-white-houses-plan-b-on-tariffs-can-give-it-all-the-trade-leverage-it-needs>>

<sup>92</sup> “USTR launches probes into manufacturing overcapacity in China, 15 others,” *Inside U.S. trade*, 2026.3.11.

<sup>93</sup> Linscott, *op.cit.*(91)

<sup>94</sup> 経済産業省『不正貿易報告書 2022年版』2022.6, pp.59-61. <[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/fukosei\\_boeki/report\\_2022/pdf/2022\\_01\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/pdf/2022_01_01.pdf)>

<sup>95</sup> 輸入者が輸入時に納入する関税は推定関税であり、CBPが通常314日以内に確定関税を通知し、推定関税との差額分を清算する。また、関税清算後も180日以内であればCBPに対して異議申立てを行うことができ、認められれば再清算される。国際貿易裁判所は判決において、この両方の清算過程において「IEEPA関税を考慮しない」ようCBPに命じた。赤平大寿「米国際貿易裁判所が税関に未清算のIEEPA関税の還付を命じる、トランプ政権は控訴の可能性(米国)」2026.3.5. JETROウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/03/754fae436bce2f6c.html>>

<sup>96</sup> *Atmus filtration, INC., v. United States*, Court No.26-01259; “Judge orders reliquidation of shipments subject to IEEPA tariffs, enabling refunds,” *Inside U.S. trade*, 2026.3.4.

息を受け取ることができるようになる」とされる<sup>97</sup>。ただし、還付手続きが早期に開始されたとしても、実際に輸入業者が還付を受けるまでには時間がかかる可能性も示唆されている<sup>98</sup>。

## おわりに

第2次トランプ政権の発足から1年が過ぎた。トランプ大統領はこの間の米国の関税措置の成果として、米国が各国・地域と歴史的な貿易ディールを結び、米国の輸出に対する障壁を引き下げるとともに、多くの同盟国やパートナーとのより持続可能な関係を築いたこと等を挙げ、関税が国家安全保障を計り知れないほど強化したと述べている<sup>99</sup>。しかし、米中間で追加（報復）関税とその一時停止が繰り返されたことや、違憲判決後に直ちに別の法律の適用を命じたことに象徴されるように、米国の通商政策はその時々トランプ大統領の意向によって変化するため、世界経済が円滑に機能する前提条件としての予見可能性が損なわれ、米国企業を含めた国際的なサプライチェーンが混乱し、WTO を中核とする国際通商秩序は甚大なダメージを受けている。また、トランプ大統領のいう「歴史的なディール」も、合意に法的拘束力がないものや相手国・地域の議会での承認手続きが完了していないものがあり、米国第一の目的である製造業の復活や経済安全保障に資するかは未知数である。今後は、122条に基づく関税や301条に基づく調査の動向、米国と各国・地域の通商合意におけるそれぞれの履行状況が注目される。

<sup>97</sup> 『日本経済新聞』前掲注(86); “CIT judge says tariff refunds need not be ‘immediate’ after CBP seeks more time,” *Inside U.S. trade*, 2026.3.6; “CBP to court: Tariff refunds could begin in 45 days, would require importer claims,” *Inside U.S. trade*, 2026.3.6.

<sup>98</sup> “CBP to court: Tariff refunds could begin in 45 days, would require importer claims,” *ibid.*

<sup>99</sup> 「【寄稿】私の関税が米国を復活させた トランプ大統領」『Diamond Weekly』5077号, 2026.2.21・28, pp.15-16; Donald J. Trump, “Donald J. Trump: My Tariffs Have Brought America Back,” *Wall Street Journal*, 2026.1.30.